

# 新・大径材活用トライアル製材支援事業実施要領

## 第1 趣旨

新・大径材活用トライアル製材支援事業の実施については、新潟県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

## 第2 目的

- 1 本事業は、「新潟県農林水産業施策推進計画」の実現に向けて実施するものとする。
- 2 意欲的な事業者が心去り材の製材・出荷・利用を実証し、その結果を取りまとめ、定着を図ることを目的とする。

## 第3 事業主体

県産材を製材する事業者

## 第4 事業内容

本事業は県産材を利用して、次により行うものとする。

### (1) 心去り材の製造

ア 心去り平角（横架材等）製品を事業年度において 13.3 m<sup>3</sup>以上製造・出荷するものとする。

イ 製造量は、製品量とし、羽柄材等を含めないものとするが、事業実施に付随する羽柄材等の製造は妨げない。

### (2) 製造工程、乾燥コストの検証

ア 製造工程の検証を、製材時間と乾燥時間について従来手法（心持ち材の製造手法）との比較により行う。

イ 乾燥コストの検証を、乾燥に要する燃料使用量について従来手法（心持ち材の製造手法）との比較により行う。

### (3) 寸法安定性の確認

製造した心去り材の1割以上の本数を試料として任意に抜き取り、製品仕上げ直後とおおむね2か月養生後に矢高と含水率を計測する。

## 第5 事業実施計画の作成

事業主体は、事業実施計画承認申請書（第1号様式）に事業実施計画書（別添様式第1号）を添付し、所管する地域振興局長若しくは新潟地域振興

局津川地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を經由して知事に提出するものとする。

## 第6 事業実施計画の承認

知事は、第5の事業実施計画承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは事業実施計画の承認を行うものとする。

## 第7 事業実施計画の変更

要綱に定める重要な変更をしようとする場合、第5の規定に準じて変更事業実施計画承認申請書を作成し、知事の承認を受けるものとする。

## 第8 事業の実施

### 1 事業実施計画に基づく実施

事業主体は、第6の規定により承認された事業実施計画に基づき、所要の手続きを経て実施するものとする。

### 2 事業の着手

事業主体は、事業に着手したときは、その日から7日以内に事業着手報告書（第2号様式）を地域振興局長等に提出するものとする。

事業主体は、原則として補助金交付決定に基づき事業に着手するものとするが、やむを得ない事情により補助金交付決定前に着手する場合は、交付決定前着手届（第3号様式）を地域振興局長等に提出した上で着手するものとする。

### 3 事業完了報告

事業主体は、事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書（第4号様式）を地域振興局長等に提出するものとする。

## 第9 補助金返還等

補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、地域振興局長等は、交付決定取消通知書（第5号様式）により交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 規則、要綱又は本要領の規定に違反したとき

(2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき

## 第10 指導及び助言

地域振興局長等は、心去り材の製造に関する事業主体の指導・助言に当たるものとし、必要に応じて森林研究所の指導・助言を求めることができるものとする。

## 第11 事務取扱等

- 1 本要領において、知事に提出する申請書等は、全て地域振興局長等を経由するものとする。
- 2 地域振興局長等は、行政組織規則第10条の規定に基づきその所管又は相当する区域の申請書等についてその内容を審査し、農林水産部林政課に提出するものとする。
- 3 知事又は地域振興局長等は、事業主体に対して、事業実施に係る資料の提出を求めることができることとする。

## 附則

この要領は、令和3年5月6日から適用する。

第1号様式（事業実施計画承認申請書）

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

住 所  
事業主体名  
代表者氏名

新・大径材活用トライアル製材支援事業実施計画（変更）承認申請書

年度において、新・大径材活用トライアル製材支援事業を実施したいので、新・大径材活用トライアル製材支援事業実施要領第5（変更の場合は第7）の規定に基づき、事業（変更）実施計画書を添えて申請します。

記

- 1 事業（変更）実施計画書 別添様式第1号のとおり

第2号様式（事業着手報告書）

新・大径材活用トライアル製材支援事業着手報告書

番 号  
年 月 日

〇〇地域振興局長 様

住 所  
事業主体名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった  
年度新・大径材活用トライアル製材支援事業について、下記のとおり着手したの  
で報告します。

記

1 着手した事業

事業内容

着手年月日

年 月 日

完了予定年月日

年 月 日 完了予定

事業費

千 円

事業量

m<sup>3</sup>

第3号様式（交付決定前着手届）

新・大径材活用トライアル製材支援事業交付決定前着手届

番 号  
年 月 日

〇〇地域振興局長 様

住 所  
事業主体名  
代表者氏名

年 月 日付け で事業実施計画承認申請した新・大径材活用トライアル製材支援事業について、別記条件を了承のうえ、早期に着手したいので届け出ます。

記

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	交付決定前着手を 必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、事業実施計画の変更を行わないこと。

第4号様式（事業完了報告書）

新・大径材活用トライアル製材支援事業完了報告書

番 号  
年 月 日

〇〇地域振興局長 様

住 所  
事業主体名  
代表者氏名

年度新・大径材活用トライアル製材支援事業が下記のとおり完了したので報告します。

記

- 1 事業完了報告 別添様式第2号のとおり

第5号様式（交付決定取消）

番 号  
年 月 日

新・大径材活用トライアル製材支援事業補助金交付決定取消通知書

事業主体の長 様

〇〇地域振興局長

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度新・大径材活用トライアル製材支援事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

- 1 補助金額 円の交付決定を取り消す
- 2 取り消しの理由
- 3 補助金返還期限 年 月 日